

釧路川水系河川整備基本方針について

釧路川水系河川整備基本方針の内容

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

ウ 河川環境の整備と保全

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び

洪水調節施設への配分に関する事項

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

(3) 主要な地点における計画高水位及び

計画横断形に係る川幅に関する事項

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持

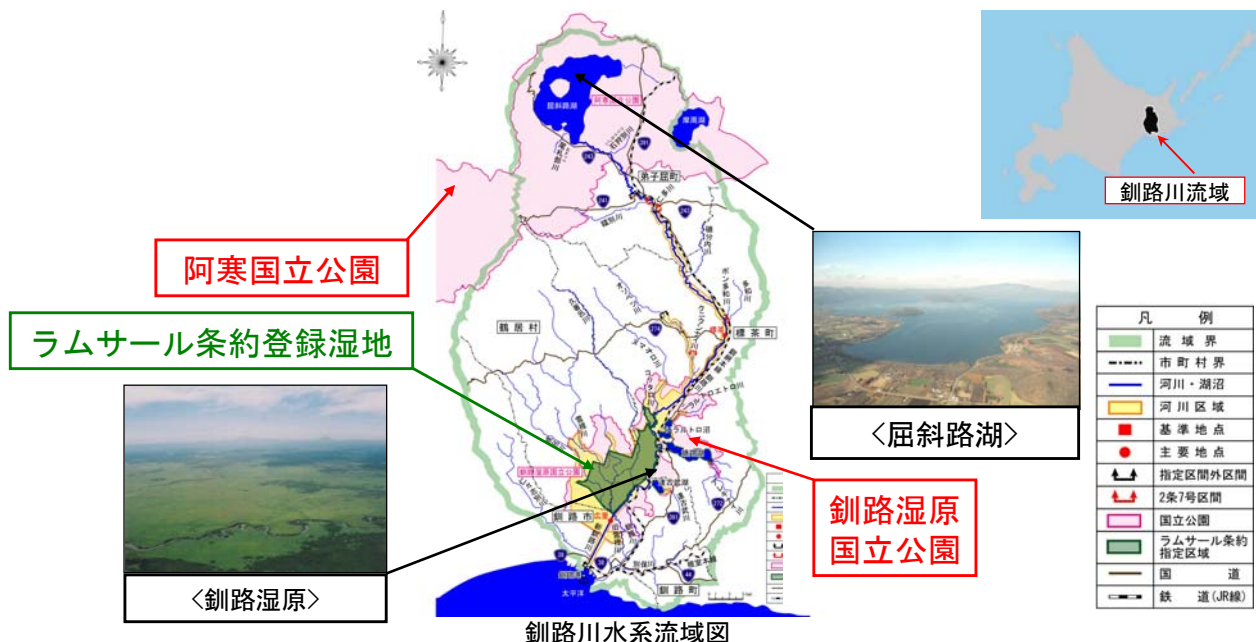
するため必要な流量に関する事項

流域及び河川の概要

- ・ 幹川流路延長154km、流域面積2,510km²の一級河川である。
- ・ 上流の屈斜路湖などは阿寒国立公園に、下流の釧路湿原はラムサール条約登録湿地及び釧路湿原国立公園に指定されているなど豊かな自然環境に恵まれている。
- ・ 流域の土地利用は、山地等が約68%、牧草地等の農地が約21%、釧路湿原が約8%、宅地等の市街地が約3%となっている。
- ・ 流域の地質は、全体の約9割が新第三紀の緑色凝灰岩・火山碎屑物、第四紀の火山噴出物等で覆われ、保水・浸透力の高い地盤を形成している。
- ・ 下流の釧路湿原は約6,000年前から形成された厚さ2～4mの泥炭が堆積する第四紀の沖積層で、周辺丘陵地からの豊富な湧水や地下水が供給されており、また南東部の丘陵地は第四紀の洪積層である。
- ・ 流域の平均年間降水量は約1,000～1,200mmであり、下流沿岸部は夏期に海流の影響で霧が多発し日照が遮られる湿潤冷涼な気候である。

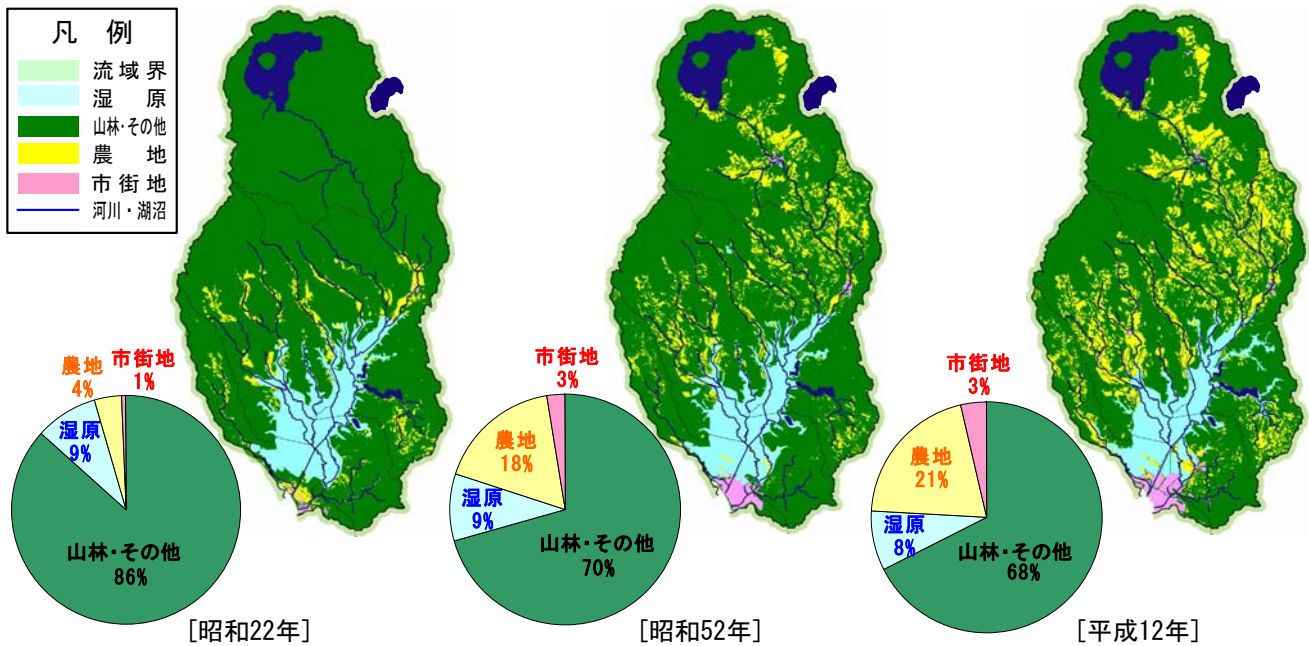
流域及び河川の概要

- ・ 幹川流路延長154km、流域面積2,510km²の一級河川である。
- ・ 上流の屈斜路湖などは阿寒国立公園に、下流の釧路湿原はラムサール条約登録湿地及び釧路湿原国立公園に指定されているなど豊かな自然環境に恵まれている。



流域及び河川の概要

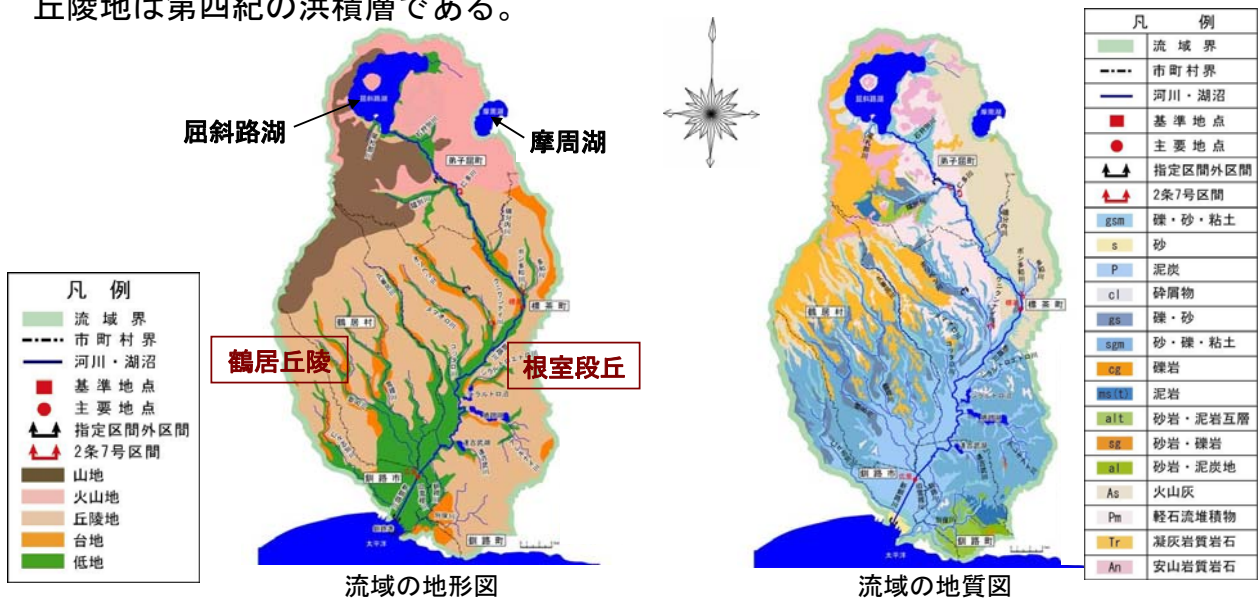
- 流域の土地利用は、山地等が約68%、牧草地等の農地が約21%、釧路湿原が約8%、宅地等の市街地が約3%となっている。



土地利用の状況と経年変化図

流域及び河川の概要

- 流域の地質は、全体の約9割が新第三紀の緑色凝灰岩・火山碎屑物、第四紀の火山噴出物等で覆われ、保水・浸透力の高い地盤を形成している。
- 下流の釧路湿原は約6,000年前から形成された厚さ2～4mの泥炭が堆積する第四紀の沖積層で、周辺丘陵地からの豊富な湧水や地下水が供給されており、また南東部の丘陵地は第四紀の洪積層である。

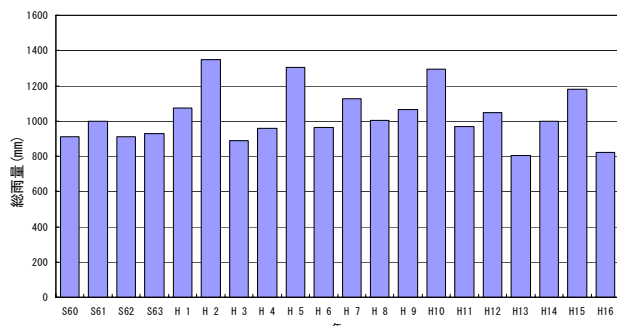


流域の地形図

流域の地質図

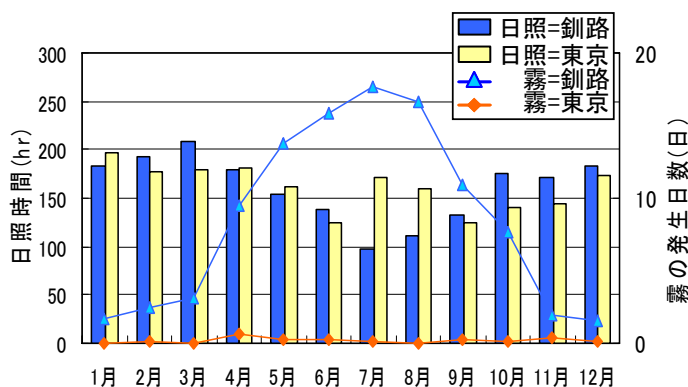
流域及び河川の概要

- 流域の平均年間降水量は約1,000～1,200mmであり、下流沿岸部は夏期に海流の影響で霧が多発し日照が遮られる湿潤冷涼な気候である。



各年の総降雨量(釧路)

出典: 気象庁
統計期間: 1985～2004年



日照時間で霧発生日数(釧路)

出典: 気象庁
統計期間: 日照時間(1996～2005年、グラフ: 10ヵ年平均値)
霧発生日数(1994～2003年、グラフ: 10ヵ年平均値)

流域の自然環境

- 上流部は、河床勾配が1/1,000程度である。
- 針広混交林と屈斜路湖が雄大な北国の自然景観を形成している。
- 屈斜路湖の和琴半島は、火山活動に伴う地熱の影響で温暖な気候となり、道南地方以北では、この地域だけに隔離分布しているミンミンゼミが生息するなど独特の生態系を有している。
- ほ乳類ではヒグマ等、鳥類ではシマフクロウ等、魚類ではアメマス（エゾイワナ）等が生息している。
- 中流部は、河床勾配が約1/200～1/1,200である。
- ミズナラ等の広葉樹林のほか、カラマツの人工林が多く、また標高が上がるとトドマツ等の針広混交林が分布する。
- 河畔林が生い茂り瀬・淵が連続する河川には、アメマス、ヤマメ等の魚類や、河岸にカワセミ、ショウドウツバメ等の鳥類が生息している。
- 下流部は、河床勾配は約1/3,000～1/8,000である。
- 釧路湿原においては多くの河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観が形成され、約2,000種の野生生物の生息・生育の場となっている。

流域の自然環境(上流部)

- ・ 上流部は、河床勾配が1/1,000程度である。
- ・ 針広混交林と屈斜路湖が雄大な北国の自然景観を形成している。
- ・ 屈斜路湖の和琴半島は、火山活動に伴う地熱の影響で温暖な気候となり、道南地方以北では、この地域だけに隔離分布しているミンミンゼミが生息するなど独特の生態系を有している。
- ・ ほ乳類ではヒグマ等、鳥類ではシマフクロウ等、魚類ではアメマス（エゾイワナ）等が生息している。



屈斜路湖



弟子屈市街地



鑑別川合流点付近

－釧路川上流部－

流域の自然環境(中流部)

- ・ 中流部は、河床勾配が約1/200～1/1,200である。
- ・ ミズナラ等の広葉樹林のほか、カラマツの人工林が多く、また標高が上がるとトドマツ等の針広混交林が分布する。
- ・ 河畔林が生い茂り瀬・淵が連続する河川には、アメマス、ヤマメ等の魚類や、河岸にカワセミ、ショウドウツバメ等の鳥類が生息している。



南弟子屈橋付近



標茶市街地

－釧路川中流部－

流域の自然環境(下流部)

- ・ 下流部は、河床勾配は約1/3,000～1/8,000である。
- ・ 釧路湿原においては多くの河川が蛇行しながら流下する壮大な原自然の景観が形成され、約2,000種の野生生物の生息・生育の場となっている。



釧路湿原細岡付近



国指定の特別天然記念物タンチョウ

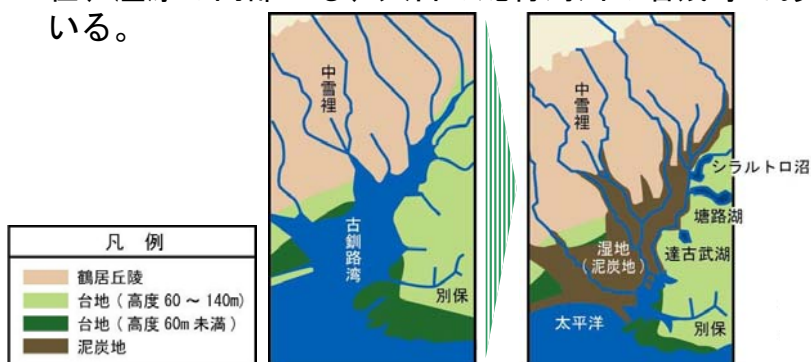
-釧路川下流部-

釧路湿原の自然環境

- ・ 釧路湿原の周囲には、湿原の形成過程で海が内陸に取り残されてできた海跡湖が点在しており、湿原の内部にも、太古の蛇行河川の名残等である河跡湖や池塘などが分布している。
- ・ 釧路湿原は、ヨシ・スゲ類植生にハンノキ林が分布する低層湿原、ミズゴケ類植生の中間・高層湿原からなっており、湿原の水辺は、国指定の特別天然記念物のタンチョウ等多くの野鳥の繁殖地・渡来地となっている。
- ・ 魚類では国内最大の淡水魚のイトウ等が生息しているほか、湿原下流では北海道の太平洋沿岸のみに分布しているシシャモが遡上・産卵している。
- ・ 昆虫類では氷河期遺存種のイイジマルリボシヤンマ等、両生類でも氷河期遺存種のキタサンショウウオ等が生息している。
- ・ 釧路川では、サケ、カラフトマス、シシャモの増殖事業が行われている。
- ・ 釧路湿原は、農地や宅地の開発による湿原の直接的改変のほか、流域の森林伐採や湿原を農地や宅地とするための地下水位の低下等を目的とした河川の直線化などによる湿原への土砂流入の増加等により、近年急速に湿原面積が減少してきている。また、湿原植生が変化するなど、湿原生態系の質的量的な変化が懸念されている。
- ・ 釧路地方では、早くから釧路湿原の重要性が認識され、住民生活との共存を図りつつ、その自然保護に関する取り組みが展開され、ラムサール条約登録湿地指定(昭和55年)や国立公園指定(昭和62年)へとつながり、現在の釧路湿原の自然再生の取り組みに至っている。

釧路湿原の自然環境

- ・ 釧路湿原の周囲には、湿原の形成過程で海が内陸に取り残されてできた海跡湖が点在、湿原の内部にも、太古の蛇行河川の名残等である河跡湖や池塘などが分布している。



釧路湿原の成り立ち



河跡(かせき)湖



シラルトロ沼



塘路(とうろ)湖



達古武(たっこぶ)湖

13

釧路湿原の自然環境

- ・ 釧路湿原は、ヨシ・スゲ類植生にハンノキ林が分布する低層湿原、ミズゴケ類植生の中間・高層湿原からなっており、湿原の水辺は、国指定の特別天然記念物のタンチョウ等多くの野鳥の繁殖地・渡来地となっている。
- ・ 魚類では国内最大の淡水魚のイトウ等が生息しているほか、湿原下流では北海道の太平洋沿岸のみに分布しているシシャモが遡上・産卵している。
- ・ 昆虫類では氷河期遺存種のイイジマルリボシヤンマ等、両生類でも氷河期遺存種のキタサンショウウオ等が生息している。
- ・ 釧路川では、サケ、カラフトマス、シシャモの増殖事業が行われている。



低層湿原



高層湿原

国指定の特別天然記念物
タンチョウ

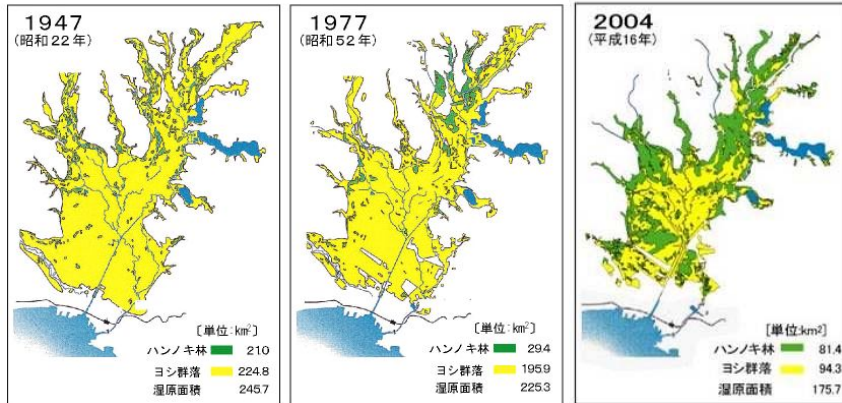
国内最大の淡水魚イトウ

氷河期遺存種
キタサンショウウオ

14

釧路湿原の自然環境

- ・ 釧路湿原は、農地や宅地の開発による湿原の直接的改変のほか、流域の森林伐採や湿原を農地や宅地とするための地下水位の低下等を目的とした河川の直線化などによる湿原への土砂流入の増加等により、近年急速に湿原面積が減少してきている。また、湿原植生が変化するなど、湿原生態系の質的量的な変化が懸念されている。



湿原面積およびハンノキ林分布の変遷

	1947年	1977年	2004年	変化
質的变化	ハンノキ林 約 20km ²	約 30km ²	約 80km ²	約4倍増
量的変化	湿原面積 約250km ²	約230km ²	約180km ²	約3割減

釧路湿原の自然環境

- ・ 釧路地方では、早くから釧路湿原の重要性が認識され、住民生活との共存を図りつつ、その自然保護に関する取り組みが展開され、ラムサール条約登録湿地指定(昭和55年)や国立公園指定(昭和62年)へとつながり、現在の釧路湿原の自然再生の取り組みに至っている。

- 高度経済成長期 : 無秩序な開発に歯止めをかけようという運動が釧路で始まった
- バブル経済期 : 釧路湿原が国立公園指定されたが、周辺ではリゾート開発が進む
→住民の危機感からナショナルトラスト運動が始まる。
保全活動は流域単位の生態系保全へと進展

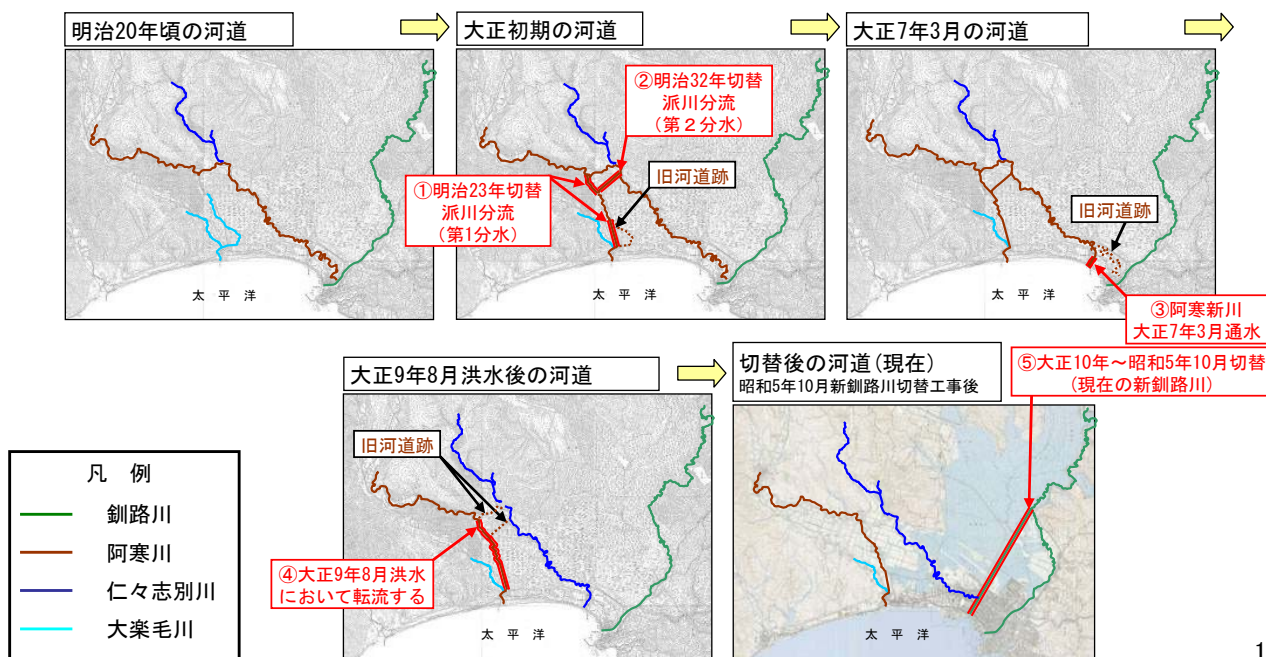
S47.11	市民シンポジウム「釧路湿原の開発と自然保護を考える」 ⇒公開討議を行い市民の意見が次のとおりまとまった。 「科学的調査を行い、根拠ある調査結果に基づき、開発と自然を調和させる」
S48.3	「釧路湿原の将来 開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見」として次の3原則が示された 【第1 自然保護優先の原則／第2 多目的調査の継続的实施／ 第3 “非湿原化地域”の開発】
S55	釧路湿原が日本初のラムサール条約登録湿地に指定
S62	釧路湿原が国内28番目の国立公園に指定

流域の概要	1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1)流域及び河川の概要	基本方針 P. 2～3
■平成以降：地域住民、NPO、行政などによる湿原保全のための具体的取り組み開始		
H2 H9 H11 H12 H13. 3 H15. 1 H15. 11 H17. 3 H18. 2 H18. 8 H18. 8 H18. 8 H18. 8	「釧路川水系環境管理基本計画」を策定し、湿原の保全を位置付け 河川法改正 ⇒ 法の目的にこれまでの「治水」、「利水」に加え 「河川環境の整備と保全」が位置付けられた 「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」の設立 釧路湿原のほぼ全域を河川区域に追加 「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」の発表 「目標達成のための施策」が示された 自然再生推進法 施行 「釧路湿原自然再生協議会」の設立 「釧路湿原自然再生全体構想」の策定 「釧路湿原達古武地域 自然再生事業実施計画」を作成 「釧路湿原自然再生事業 茅沼地区旧川復元実施計画」を作成 「釧路湿原自然再生事業 土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕」を作成 「釧路湿原自然再生事業 土砂流入対策(沈砂池) 実施計画書(雪裡・幌呂地域)」を作成 「釧路湿原自然再生事業 土砂流入対策(沈砂池) 実施計画書(南標茶地域)」を作成	17

流域の概要	1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1)流域及び河川の概要	基本方針 P. 3～4
災害の歴史と治水事業の沿革		
・明治23年及び明治32年には当時釧路川の支川であった阿寒川の分流工事が行われ、明治42年には、釧路港の機能維持のため築港事業として阿寒川切替工事が実施された。 ・本格的な治水事業は、既往最大の洪水である大正9年8月洪水を契機として実施された。 ・大正10年に、同洪水流量を安全に流下させるため河口で計画高水流量4万2千立方尺（1,170m³/s）とする改修計画を策定した。 ・昭和22年9月及び昭和23年9月洪水を契機として、昭和24年に標茶地点で計画高水流量900m³/sとする改修計画を策定した。 ・昭和43年に標茶地点で計画高水流量を1,200m³/sとする工事実施基本計画を策定した。 ・昭和59年には、下流部において釧路湿原による遊水効果を位置づけた計画とした。 ・北海道東部太平洋沿岸は地震多発地域であり、過去に昭和27年3月十勝沖地震、平成5年1月釧路沖地震、平成6年10月北海道東方沖地震及び平成15年9月十勝沖地震が発生している。平成15年9月十勝沖地震では、津波の河川遡上が確認されている。平成18年には、釧路市、釧路町等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、現在、地震・津波対策の調査、検討を行っている。		

災害の歴史と治水事業の沿革

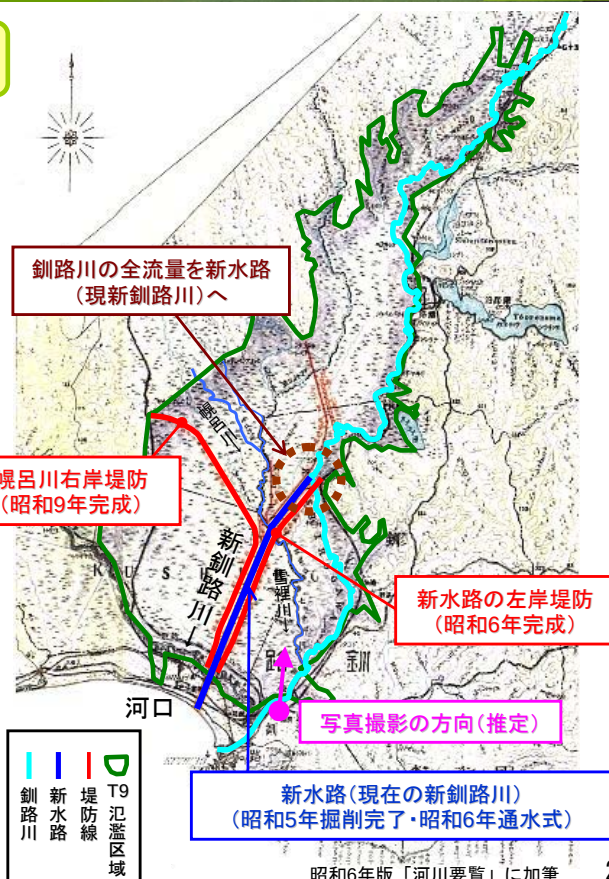
- 明治23年及び明治32年には当時釧路川の支川であった阿寒川の分流工事が行われ、明治42年には、釧路港の機能維持のため築港事業として阿寒川切替工事を実施した。



19

災害の歴史と治水事業の沿革

- 本格的な治水事業は、既往最大の洪水である大正9年8月洪水を契機として実施した。
- 大正10年に、同洪水流量を安全に流下させるため河口で計画高水流量4万2千立方尺(1,170m³/s)とする改修計画を策定した。



20

河川環境の整備と保全

- ・ 屈斜路湖や釧路湿原を中心とした貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、その特徴ごとに柔軟な環境管理を行うための基本的な方針として河川環境管理基本計画を平成2年に策定した。
- ・ 釧路湿原については、その河川環境を適切に保全するため、平成12年には、釧路湿原のほぼ全域を河川区域に追加している。
- ・ 平成11年に学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」を設立した。
- ・ 平成13年の同委員会からの提言を踏まえ、釧路湿原の自然再生に向けた取り組みを実施している。
- ・ 平成15年の自然再生推進法施行を受け、同年に地域住民、学識者、関係行政機関等多様な主体の参加による「釧路湿原自然再生協議会」が設立された。
- ・ 平成17年には検討委員会からの提言を踏まえた「釧路湿原自然再生全体構想」が策定され、地域との協働のもと河川環境の保全・再生をはじめとする各種施策が展開されている。

23

河川環境の整備と保全

- ・ 屈斜路湖や釧路湿原を中心とした貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、その特徴ごとに柔軟な環境管理を行うための基本的な方針として河川環境管理基本計画を平成2年に策定した。

平成2年策定 釧路川環境管理基本計画の概要

基本理念

～タンチョウ舞う大湿原・ロマンたどる霧の川－釧路川～

①湖沼、湿原の自然を次世代に

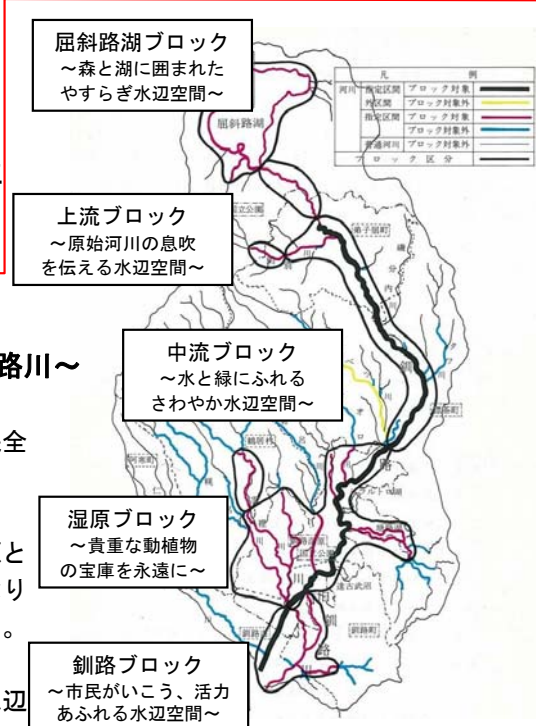
自然保護上、国際的にも重要な釧路湿原等の自然環境を保全し、次の世代の人々に引き継いでゆくものとする。

②地域発展の核となる水辺空間として

釧路川の有する豊かな自然環境を、地域のまちづくり資源として活用するとともに、沿川のまちづくりや生活と一体となり人々にうるおいとやすらぎのあたえる水辺空間の創造を図る。

③清流のおりなす自然にふれる水辺として

恵まれた自然環境を生かし、身近に自然にふれ親しめる水辺として、河川環境の保全と利用を図るものとする。

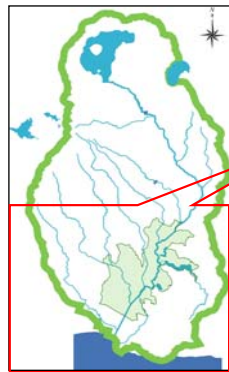


ブロック計画図

24

河川環境の整備と保全

- ・ 釧路湿原については、その河川環境を適切に保全するため、平成12年には、釧路湿原のほぼ全域を河川区域に追加した。



釧路川流域



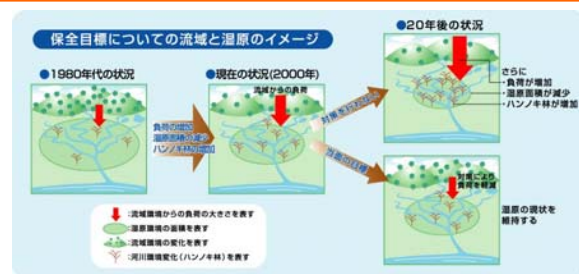
河川区域と国立公園区域

河川環境の整備と保全

- ・ 平成11年に学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」を設立した。
- ・ 平成13年3月に「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を踏まえ、釧路湿原の自然再生に向けた取り組みを実施した。

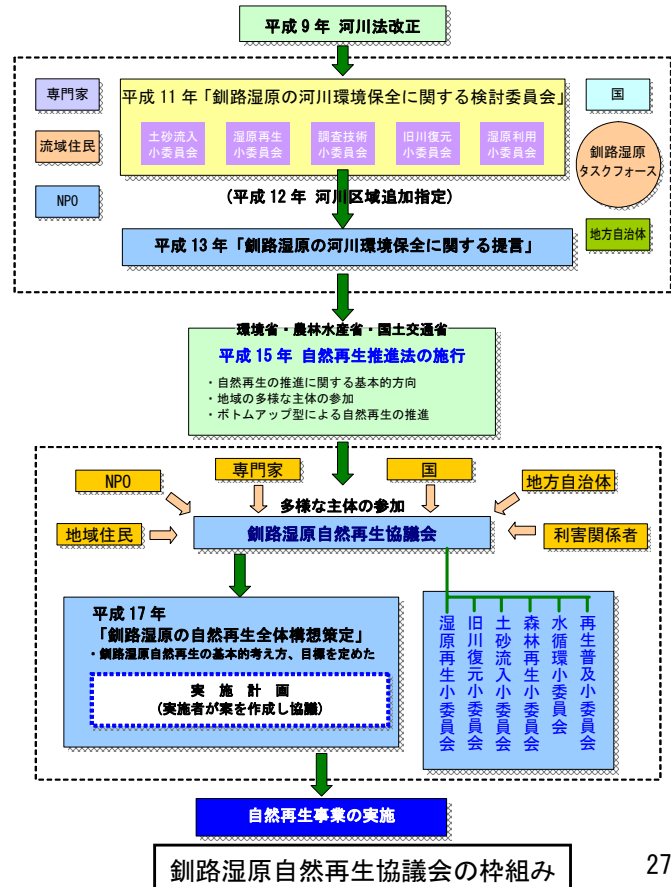
提言の概要

- **長期的な目標:**ラムサール条約登録(1980)当時の環境へ回復することが望ましい。
- **当面20～30年以内に達成する目標:**西暦2000年の湿原の状況を維持・保全する。
- **目標達成のための施策:**1.水辺林、土砂調整池による土砂流入の防止 / 2.植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上 / 3.湿原の再生 / 4.湿原植生の制御 / 5.蛇行する河川への復元 / 6.水環境の保全 / 7.野生生物の生息・生息環境の保全 / 8.湿原景観の保全 / 9.湿原の調査と管理に関する市民参加 / 10.保全と利用の共通認識 / 11.環境教育の推進 / 12.地域連携・地域振興の推進

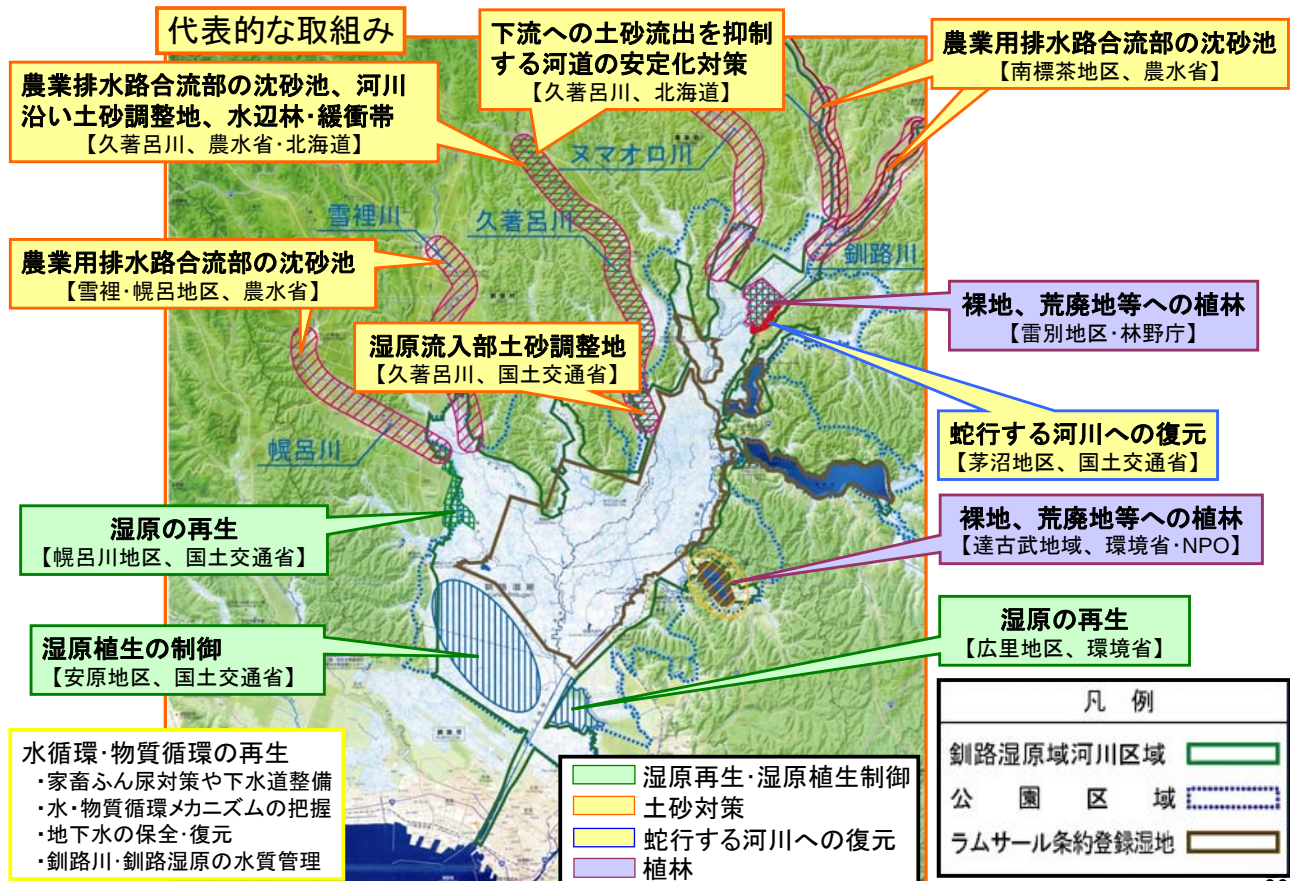


河川環境の整備と保全

- 平成15年の自然再生推進法施行を受け、同年に地域住民、学識者、関係行政機関等多様な主体の参加による「釧路湿原自然再生協議会」が設立された。
- 平成17年には検討委員会からの提言を踏まえた「釧路湿原自然再生全体構想」が策定され、地域との協働のもと河川環境の保全・再生をはじめとする各種施策が展開されている。



27



28

河川水の利用

- ・ 釧路市及び弟子屈町の水道用水、工業用水等に利用されている。
- ・ 過去40年間(昭和40年～平成16年)の標茶地点における概ね10年に1回程度の規模の渇水流量は14.59m³/sである。

水質

- ・ BOD75%値が環境基準値を超過している地点がある。また屈斜路湖ではpHが酸性から中性となり、これまで魚類の生息に適さなかった環境に変化が見られることから、水質調査等により実態の把握に努めている。

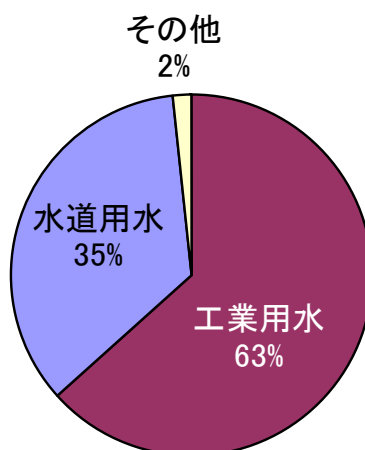
河川の利用

- ・ 源流から河口まで堰等がない河川としてカヌー利用が盛んであるほか、湿原散策、釣り、キャンプ等のレクリエーション利用も盛んである。標茶及び釧路市街地の高水敷は広場・公園・緑地等が整備され、パークゴルフ等のスポーツ、散策、花火大会等多目的に利用され、市民の憩いの場となっている。釧路川河口付近は港湾区域になっている他、水辺空間を活用した商業施設に利用されている。

29

河川水の利用

- ・ 釧路市及び弟子屈町の水道用水、工業用水等に利用されている。
- ・ 過去40年間(昭和40年～平成16年)の標茶地点における概ね10年に1回程度の規模の渇水流量は14.59m³/sである。

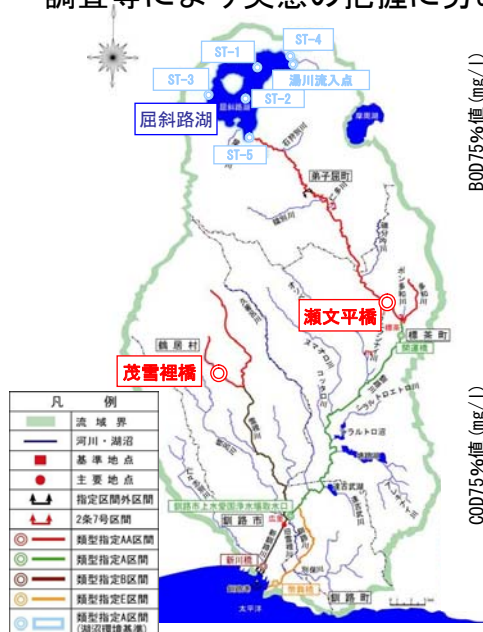


水利権の状況

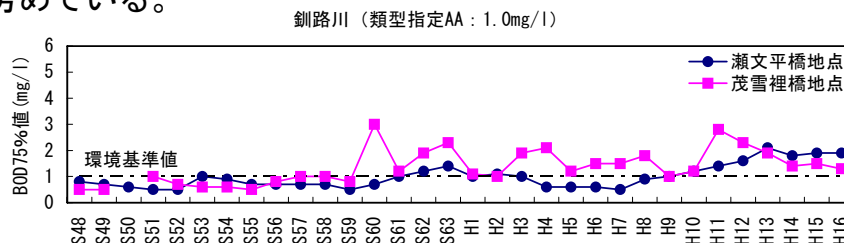
30

水質

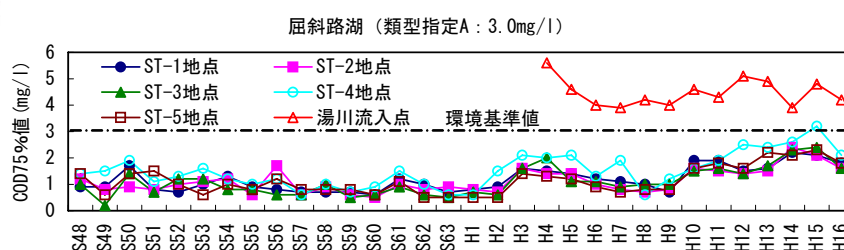
- ・ BOD75%値が環境基準値を超過している地点があり、また屈斜路湖ではpHが酸性から中性となり、これまで魚類の生息に適さなかった環境に変化が見られることから、水質調査等により実態の把握に努めている。



釧路川の水環境基準類型指定の状況



釧路川における水質 (BOD75%値) の経年変化



屈斜路湖における水質 (COD75%値) の経年変化

31

河川の利用

- ・ 源流から河口まで堰等がない河川としてカヌー利用が盛んであるほか、湿原散策、釣り、キャンプ等のレクリエーション利用も盛んである。
- ・ 標茶及び釧路市街地の高水敷は広場・公園・緑地等が整備され、パークゴルフ等のスポーツ、散策、花火大会等多目的に利用され、市民の憩いの場となっている。
- ・ 釧路川河口付近は港湾区域になっている他、水辺空間を活用した商業施設に利用されている。



32

治水、利水、環境の総合的な方針

- ・人と自然が共生する持続可能な社会の構築を目指し、洪水等から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。
- ・釧路川の豊かな河川環境を次世代に継承するとともに、これらの河川環境と地域の人々の生活、産業活動との共生を図りながら地域社会の安定的な発展を目指す。
- ・関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら流域が一体となり治水・利水・環境に関する施策を総合的に展開する。
- ・水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。
- ・治水・利水・環境にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を図るため、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。
- ・河川の維持管理に関しては、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。また上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。

ア 災害の発生の防止又は軽減

- ・沿川地域を洪水から防御するため、堤防の新築、拡築及び河道の掘削等を行い河積を増大させる。
- ・河道掘削による河積の確保に当たっては、河道の維持、河川環境等に配慮して実施する。
- ・内水対策については、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて被害軽減対策を実施する。
- ・平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細やかに行い河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。
- ・維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、施設管理の高度化、効率化を図る。
- ・地震・津波被害の軽減のため、防災・港湾等関係機関と連携を図りながら、防御対象に応じた施設整備や情報連絡体制等について調査検討を進め、必要な対策を実施する。
- ・計画規模を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じて対策を実施する。

ア 災害の発生の防止又は軽減

- ・洪水等による被害を極力抑えるため、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進する。
- ・ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。
- ・本川及び支川の整備にあたっては本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を維持する。
- ・情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

35

ウ 河川環境の整備と保全

- ・貴重な自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐよう、その保全・再生に努める。
- ・観光等地域の産業の持続的発展と自然環境の両立を目指して、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進する。
- ・釧路湿原について、国際的に価値が認められたラムサール条約登録以前のような湿原環境への再生を目指し、湿原に関わる多くの人々と協力して取り組む。

動植物の生息地・生育地の保全

- ・カワセミ、ヤマセミ、アオサギ等が生息する水域から陸域へ徐々に移行する多様な生態系をはぐくむ良好な河川環境の整備と保全に努める。
- ・サケ、アメマス、シシャモ等の回遊性魚類が生息できる縦断的に連続する河川環境の保全に努める。
- ・タンチョウ、イトウ、キタサンショウウオ、ヨシ・スゲ類植生等が生息・生育する釧路湿原らしい河川環境の保全・再生に努める。
- ・関係機関と連携して湿原、河川、森林等流域全体の連続する環境の保全に努める。

36

ウ 河川環境の整備と保全

良好な景観の維持・形成

- ・ 原自然の屈斜路湖、広大な酪農地帯など釧根地域の特徴的な周辺景観と調和した水辺景観の保全に努める。
- ・ 釧路川下流部においては、都市景観と調和のとれた水辺空間の維持・形成に努める。
- ・ 河川が蛇行しながら流下する釧路湿原の壮大な原自然の河川景観の保全・再生に努める。

人と河川との豊かなふれあいの確保

- ・ カヌー、湿原散策等による自然とのふれあいの場、パークゴルフ、イベント等による多目的の交流の場及び環境学習の場として、多くの人々が親しめる河川空間となるよう、関係機関や地域住民と一体となって取り組む。

ウ 河川環境の整備と保全

水質

- ・ 河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や、関係機関や地域住民と連携を図りながら水質の保全・改善に努める。

河川敷地の占用及び工作物の設置、管理

- ・ 現状の河川敷利用が適正に行われるよう、治水、利水、河川環境との調和を図る。

モニタリング

- ・ 環境や景観に関する情報収集や、モニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。
- ・ 順応的管理による湿原再生を推進する上で、関係機関や地域の多様な主体と協働しながらモニタリングを適切に行う。

ウ 河川環境の整備と保全

地域の魅力と活力を引き出す河川管理

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。
- ・ 住民参加による湿原再生活動、河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、釧路川の利用マナーの啓発を行う。

釧路湿原における取り組み

- ・ 釧路湿原では、湿原・河川・湖沼への土砂流入の抑制や湿原内の健全な水循環・物質循環の再生、河川本来のダイナミズムの回復・復元等による河川環境の保全・再生に努める。
- ・ 多様な主体との連携・協働による湿原の持続的な利用と環境教育の促進等に努める。
- ・ 河川管理の一環として、釧路湿原における開発を抑制するなど、良好な河川環境の保全に努める。
- ・ 実施にあたっては、流域の視点による管理、自然の復元力にゆだねた自律的な自然の回復、順応的な管理、多様な主体の参加、関係機関との連携等に努める。

39

基本高水のピーク流量

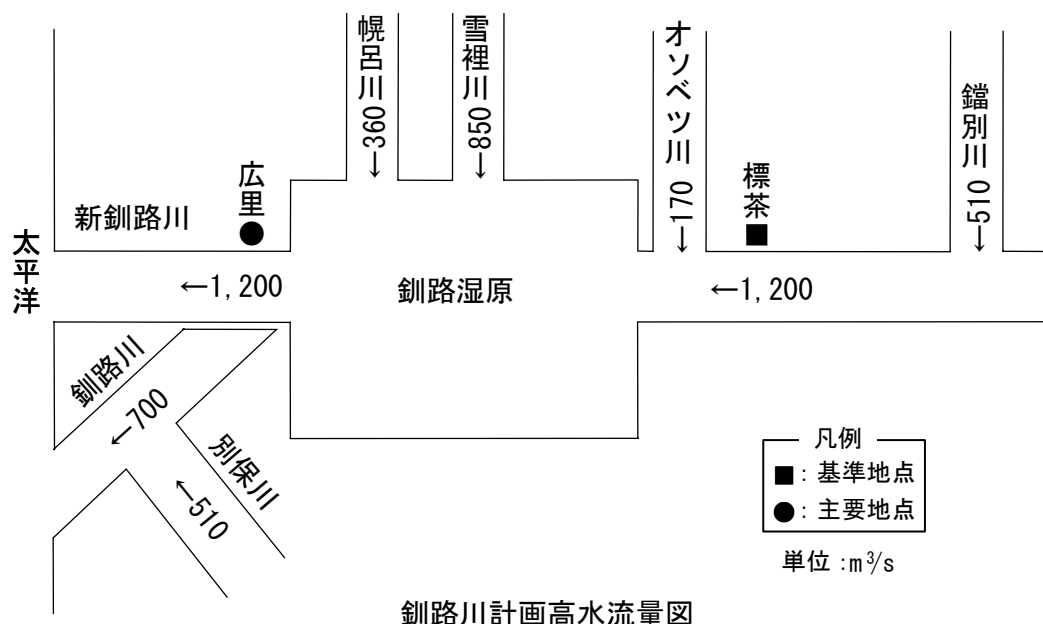
- ・ 基本高水は、昭和16年9月、平成4年9月等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点標茶において1,200 m³/sとし、これを河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
釧路川	標茶	1,200	0	1,200

計画高水流量

- ・計画高水流量は、標茶において $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。標茶より下流における計画高水流量は、広里において $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とし、その下流は河口まで同流量とする。



41

計画高水位及び川幅

- ・本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	基準地点	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位(T. P. m)	川幅(m)
釧路川	標茶	46.2	23.50	205
	広里	7.4	5.30	545

T. P. : 東京湾中等潮位

42

流水の正常な機能を維持するため必要な流量

- ・ 標茶地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、概ね $18\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- ・ 釧路湿原の地下水位保全のための必要流量等については、今後調査検討の上、定めるものとする。